

見えていなかったこと／見ていなかったこと

教育福祉学部福祉学科准教授
松宮 朝

1. 見えていなかったこと

学会や研究会で報告するときには、「多文化共生」という理念がフロアの参加者にある程度共有されていることを前提に議論を組み立ててしまうことがある。こうした場では、ついつい議論の背景や文脈の説明を省略してしまいがちだ。これに対して、大学での授業では、こちらが思ってもいなかった質問や、批判を受け、自明視していた前提があっけなく崩されることが多い。しかし、これは自分の研究や地域でのかかわり方を見直し、新たな一步を踏み出す上で、とても貴重なきっかけとなっている。

これまでも、この『共生の文化研究』において、愛知県立大学の授業での思いがけない質問や、フィールドワークを行っていた地域で聴くことになった私に対する批判の言葉から、私の研究の問題や、そこから浮かび上がってくる課題について議論させていただいた（拙稿，2008a，2009a）。幸いなことに、今年度はこのような貴重な機会がさらに多く与えられた。非常勤で3つの大学・専門学校で授業を担当させていただき、また、外国籍住民の集住地域で「多文化共生」について10回以上お話しをさせていただく機会をいただいたのである。そこでは、これまで自分が学んだことをいかに伝えるかで頭を悩ませることも重要な

意味があったと思うが、それ以上に、出席者に書いていただいた感想を読むことが、自分にとってこの上ない気づきの時間となったのだと思う。

学生からのコメントは、私が調査で把握し得ない、様々な経験に満ちたものだ。こうしたコメントに触れることによって、本来多様であるはずの経験を、自分が「差別」、「偏見」、「異文化理解」などという「枠組み」でくくってしまうことによって、どれだけ見えていなかったかを学ぶことになるのだ。

たとえば、こんな学生の経験談があった。

ある看護専門学校でのことである。フィリピン人が日本で看護師の勉強に取り組むという新聞記事を読んで、自分も看護師に挑戦するきっかけの一つになったという学生のコメントがあった。私は、看護系の専門学校に通う学生にとって、外国からの看護師受け入れは、日本人の看護師と競合関係になってしまうのではないかと想定していたのだが、このような勝手な思い込みで「競合」という視点を滑り込ませようとしていた浅はかさに気づかされたのである。

別の大学では、家業で研修生・技能実習生と接点がある学生が想像以上に多かった。これは、繊維産業が集積するこの地域の特色で、大学に向かうバスの車

窓からも、研修生・技能実習生が集団で自転車通勤をしている姿を目にすることが多かった。しかし、こうした姿は目には入っているのだが、見えていなかったのかもしれない。なぜなら、私がブラジル人を中心としたニューカマー外国籍住民に限定して授業の準備をすることが多く、こうした目の前にある現実から議論を組み立てることを怠っていたためである。この問題については、後半で再度議論することにしたい。

さて、その中でも、学生の場合、アルバイトでの外国人、あるいは「外国人にまつわる問題」との出会いの経験を語るケースが多く見られたように思う。

コンビニでバイトをしている際に、自身の在日コリアン風に見える苗字が書かれた名札を目にした中年男性の客が、突然「おまえは『朝鮮人』なのか」とからんできたという経験を述べた学生がいた。こうした経験を通じて、あらためて日本での「在日」の持つ問題を認識したという。

バイト先のスーパーで、(研修生・技能実習生らしき)アジア系の外国人が、値札を引き剥がし、半額シールを貼り付ける行為に憤りを感じていた学生がいた。

このような声を授業でも紹介し、さらに学生とともに考える時間をとるのだが、そこからの反応も様々である。先の値札の張り替えの件については、類似の経験談を語る学生とともに、研修生・技能実習生がおかれた構造的状況を知ると、生活の困窮と切実さという解釈が可能かもしれないとコメントした学生がいた。もっと大上段から「なぜ、日本人も苦しいのに、外国人の人権ばかりに関心を持つのか？日本人の仕事が外国人にとられるのではないか」とぶつけてく

るコメントもあった。

そして、最近では、「犯罪」に関するコメントの多さが目につく。外国人の増加に対して、「怖い」、「治安の悪化」というイメージが最初に頭に浮かぶのだという。もっとも、こうしたコメントの多くは実際の経験に根ざしたものではなく、メディアでの扱いが大きく影響しているのかもしれない。最近調べたことだが、ここ約20年間の『朝日新聞』の記事の1/3が「犯罪」に関するものであり(松宮・余語, 近刊)⁽¹⁾、授業でも「外国人犯罪」言説の問題について、いくつか資料や先行研究やデータを見て考えてもらうようにしていた。

しかし、自宅の空き巣の犯人が外国人だったという経験を持つ学生がいた時には、あらためて自分の授業の進め方を再考せざるを得なかった。彼女は、私が授業で話すことについては、その意図はわかるが、実際の経験したことの重さに届いていないと語る。

こうした声に対して私は何ができるのだろうか。先のエッセー(拙稿, 2008a)で述べたように、率直な思いでしか通じないだろうという気持ちで、いわゆる理念的な多文化共生論を離れた形で、私自身がどのように経験をし、フィールドで何を学び、考えているのかを伝えようとしてきた。

こうした授業に対しても、当然のことながら賛否両論ある。『多文化共生』といわれて、きまったこと、求められている答えを書くことが必要であると思っていたが、もっと自分の経験から考え直してもいいのだとわかり、ほっとした気分だった」というコメントを読み、こちらも少し安心する。しかし、「少し残念だった」と、理想的な「多文化共生」の言説が主張されないことに戸惑いを表

明する学生もいて、さらに悩むことになる。

いずれにしろ、常に見えていなかった多様な経験があることは事実だ。そしてこれらは研究し、授業で伝える立場にとつての「困難」ではなく、新たなスタートのための問いにつながりうる可能性と考え、真正面から向き合おうと思う（拙稿、近刊）。

2. そして、見ていなかったこと

授業での経験が「見ていなかったこと」の問題であるならば、もう一つ、自分の狭い枠組みのために「見ていなかったこと」がある。

具体的には、研修生・技能実習生、そして非正規滞在者⁽²⁾の問題である⁽³⁾。愛知県では、1990年代半ば以降一貫して外国人の人口が増加している。特に注目されるのは、ブラジル人・ペルー人の増加だが、その一方で見逃すことができないのが、表1に示したように、研修生・技能実習生の中核をなす中国人・フィリピン人が増加している点である。日系外国人労働者から、研修生・技能実習生への置き換えが、部分的ではあれ、進みつつある愛知県の場合、管理のためのコスト等の理由により、長期の仕事の場合にはむしろ研修生・技能実習生が好まれる傾向があるという。特に長期の仕事においては、3年間確

保でき、かつ管理コストが相対的に少ない研修生・技能実習生に移行しつつあり、それ以外のバッファ的な部門にブラジル人が使われる傾向が見られるという（拙稿、2009b）。さらに、バック・ドアの閉鎖にもかかわらず、こうした構造の末端において、三次以降の下請けでは、より安価な労働力として非正規滞在者を雇用するケースが存在しているのだ。

自戒もこめて述べるなら、これまでの日系南米人を中心とした東海地方の調査研究においては、研修生・技能実習生、そして非正規滞在者の問題について十分注意を払ってこなかったと言える。私自身、2008年8月に、研修・技能実習にかかわる聞き取り調査をほんの少し実施しただけで、積極的に取り組んではこなかった。「好ましくない外国人」として選別される非正規滞在者の問題（鈴木、2009）について、全く見ていなかったというしかない。そのため、私がこれまでにかかわった調査では、こうした非正規滞在者に対する視点はほとんどなかった。これは、聞き取り調査や参与観察で出会った人たちが、日本籍、外国籍であることにかかわらず、非正規滞在者に対する否定的な感情を持つ方が多かった点とも関連するかもしれない。この点について、少し古いデータになるが、日本人住民意識調査の結果から見ておきたい。

表1：愛知県の外国人数（在留資格・国籍別）

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
総数	107,931	116,094	124,675	124,919	127,537	139,540	149,612	157,377	167,270	179,742	194,648	208,514	222,184	
在留資格	研修	1,062	1,279	1,461	1,601	1,422	1,694	1,917	2,016	2,774	3,614	4,632	7,158	8,969
	特定活動	272	350	455	807	974	1,234	1,628	2,206	2,993	4,036	6,916	8,525	10,640
国籍	ブラジル	29,787	36,392	42,917	40,873	41,241	47,561	51,546	54,081	57,336	63,335	71,004	76,297	80,401
	ペルー	3,366	3,582	4,040	4,218	4,488	5,017	5,604	5,957	6,384	6,987	7,532	7,957	8,292
	中国	10,389	11,199	11,999	12,967	13,940	15,831	18,405	20,736	23,143	25,567	30,532	35,522	41,605
	韓国・朝鮮	52,407	51,369	50,180	49,264	48,570	47,788	47,206	46,134	45,006	44,135	43,434	42,922	42,252
	フィリピン	4,650	5,520	6,431	7,283	8,366	10,764	12,579	14,295	17,197	19,863	19,771	21,844	24,065

出典：『在留外国人統計』各年度版

表2は外国人が相対的に多い3地域で実施した日本人住民意識調査結果の概要である(山本、2007)。まず、表3に示したように、外国人に対する意識について、一般論としては、外国人とつきあっていくべきだと考えている(=「結合志向」)人は8割を超えている。

その一方で、非正規滞在者については、質問項目を設定してこなかったが、下記のような自由回答がみられた。

「不法滞在者が多くなるほど日本での犯罪率が上がっているのは明白である。上記外国人は強力に取り締まるべきである。」(西尾市)

「1. 母国で戦争あるいは人権上の迫害(民族間の対立等)を受けて日本に逃れて来た、という場合は、人道上の理由から、長期の受け入れをすべき、と考えます。2. 日本で働くことにより、母国で働くよりもかせぎが良い、それ故、本人が仕事を得了後、家族を呼び、良き住民として地域で暮らしたい、という場合は、やむをえないという消極的賛成です(理由:子供の世代が就職する際に、私たち日本の社会が彼らを不当に差別する可能性が大きい、それ故、世帯が増えると社会問題化すると思う。つい最近、フランスの移民系

若者の暴動のケースがありました。)」(浜松市)

「不法入国した外国人による犯罪が目立つようになり、子供を持つ親としては不安要素が多く、アンケートの回答にも影響したかと思えます。」(浜松市)

「以前(5年位前)、外国人によるひったくりに巻き込まれた事があり、本当は差別や偏見は持ちたくないと考えているが、身構えてしまう。同じ日本人でもそうだが、ごく一部の悪い人のために全体が悪く思われる事は、悲しいことだし正しくないと思うのが、その時の傷跡を見るたび複雑な気持ちになる。国籍がどうであれまじめに生きている人には、行政等も暖かく接するべきであると思う。ただし、不法滞在、就労はあくまで犯罪だと思えます。」(浜松市)

「外国人との共生は、外国人の多く住む地区に住む者として、非常に身近な問題です。不法滞在や生活に困った外国人が犯罪をおかす心配や、ゴミの出し方や生活のマナー(騒音など)での摩擦も起きています。言葉の通じない方もいらっしゃるのでポルトガル語で看板や回覧を作るなど努力はしています。このような理由から、安易に外国人の方が増

表2：調査概要

調査地	調査期間	回収数(回収率)
愛知県西尾市	2005年1~2月	358(44.8)
静岡県旧浜松市	2006年1~2月	292(36.5)
長野県飯田市	2007年3~4月	295(36.9)

いずれも郵送調査、選挙人名簿より単純等間隔系統抽出20~80歳

表3：「結合一分離」志向(%)

結合一分離	西尾市	旧浜松市	飯田市
積極的につきあっていく	37.4	33.7	41.0
どちらかといえば積極的につきあっていく	44.7	46.7	43.4
どちらかといえば同じ出身国・民族どうしでのつきあい	8.4	13.4	9.2
同じ出身国・民族どうしでのつきあい	4.5	4.5	3.4
無回答	5.0	2.1	3.1

えることを望むことはできません。」(浜松市)

「外国人労働者の不法滞在犯罪の多いのは困ります。ですから知らない人に気を許しません。」(飯田市)

これらは、「不法」滞在者に言及があるもののみをピックアップしたものである。全体としては、「共生」を志向する自由回答が多く見られた(山本編, 2007)ものの、非正規滞在者に対しては厳しい目が向けられているのだ。この調査結果だけではなく、鈴木(2009:219-221)は、世論調査においても、「不法」就労に対する否定的意見が増加しつつあることを明らかにしている。

さて、こうした傾向は、ブラジル人を中心としたニューカマー外国籍住民を積極的に自治会に受け入れた愛知県西尾市の集住地域でも同様に認められた。日系南米人に対して、自治会役員、自治会長など、積極的に受け入れを目指した集住地域である西尾市でも、研修生・技能実習生、そして非正規滞在者に対しては排他的な動きが認められたのである(拙稿, 2008b, 2009b)。この点に関する調査の概要を一部示しておきたい。

西尾市では、自治会のリーダー層を中心に、外国籍住民を自治会、町内会の一員として受け入れ、会費納入を前提として、「町内会費を払うからには地域の一員である」というレトリックによって、外国籍住民は出自や文化は異なるが、「地域の構成員」であり、排斥の対象にすべきではないとしてきた。

しかし、積極的に外国籍住民の地域での受け入れを推進してきた中心メンバーでさえも、「定住する人には協力する

が、一時的な滞在者には協力できない」、「このままでは、わけのわからない外国人ばかりになって、吹き溜まりになってしまう」、「中小の人材派遣の寮は、出入りが激しいので、アパートの大家にもう、入れないでくれと要望したい」と述べる。特に、研修生・技能実習生、そして非正規滞在者に対しては極めて排他的な意見が述べられていたのである(拙稿, 2008b, 2009b)。

こうした点から、日系南米人の地域レベルでの共生においては一定の成果を挙げていたものの、研修生・技能実習生、そして非正規滞在者については、地域コミュニティレベルの対応は不可能ではないかと予想されるのだ。

では、どのような取り組みが必要となるのだろうか。非正規滞在者の「住民」としての生活保障については、地方自治体の取り組みが重要となるはずである。日系南米人の集住する自治体では一定の施策が進み(松宮・山本, 2009)、外国人集住都市会議による要求も、国の政策の変更によって一定の影響を与えてきている(井口, 2009)。外国人登録と住基制度の改善、「住民」としての位置づけは、ここで一貫して主張されてきた点であった。しかし、これはあくまでも日系南米人が念頭におかれており、非正規滞在者に対する影響は危惧されている。これは、「外国人住民」の範囲を、実態からではなく、入管法の在留資格に基づいて判断することから生じる問題であり(高谷, 2009)、2009年に改正された入管法・住基法が「外国人の公正な管理」に対して「外国人の権利を守る視点」が薄い(井口, 2009:84)という問題も浮かび上がる。ここから、「外国人住民」の範囲の縮小、これまで蓄積されてきたローカル・シティズンシップの後退となる

のではないかと懸念されている状況だ。

特に非正規滞在者については、子どもの教育の問題がある。この点については、外国人の子どもの教育と人権ネットワーク編（2005，2006）が重要である。2004年から2006年にかけて実施された調査結果の一覧を示しておきたい（表4）。

これは外国籍の子どもたちに対する教育支援という実践的課題に対して、愛知県内のすべての自治体を対象とした調査である。表4にあるように、愛知県の多くの自治体では、外国人登録のない子どもの就学が認められてきた。改正入管法・住基法により、こうした「地域／自治体レベルのローカル・シティズンシップの拡大」（渡戸，2007:31）の成果を継承することができるのだろうか。

これは、「多文化共生」をめぐる問題を考えていく上で極めて重要な課題であるにもかかわらず、自分の認識枠組みの狭さゆえに、「見ていなかった」問題なのである。

見えていなかったこと、そして見ていなかったことに対してどれだけ迫ることができるか。今度は私がこたえる番だ。

表4：愛知県内市町村の外国人教育関連施策

	外国人登録のない子どもの就学	就学通知、就学案内の多言語化	就学手続きの説明文の多言語化	自治体の雇用による通訳・指導員	不就学実態調査の実施
名古屋市	○	7	6	○	×
豊橋市	△	2	2	○	○
岡崎市	×		×	○	×
一宮市	○	×	×	○	×
瀬戸市	○	2	×	×	×
半田市	○	2	×	○	×
春日井市	○	×	×	○	×
豊川市	△	1	×	○	×
津島市	△		×	×	×
碧南市	△	2	3	○	×
刈谷市	○	1	1	○	×
豊田市	○	1	×	○	○
安城市	○	1	1	○	×
西尾市	○	1	×	○	×
蒲郡市	△	2	×	○	×
犬山市	△	2	2	○	×
常滑市	○		×	×	○
江南市	○	1	×	×	○
小牧市	○	4	×	○	○
稲沢市	○	2	×	○	×
新城市	○		×	×	×
東海市	△		4	○	×
大府市	△	2	×	○	×
知多市	○	2		○	×
知立市	○	2	×	○	×
尾張旭市	○	×	×	×	×
高浜市	○	1	×	○	×
岩倉市	○	2	1	○	×
豊明市	○	1	×	×	×
日進市	○		×	○	×
田原市	△		×	×	×
愛西市	△			×	×
清須市	△	×		×	×
東浦町	○	1		○	×
南知多町	×				×
一色町	○				×
吉良町	△				×
幡豆町	○				×
三好町	○	1			○
小坂井町	△	×			×

注：外国人の子どもの教育と人権ネットワーク(2006)から報告者作成

注

(1) この研究にあたっては、本年度、「学長特別研究費」（愛知県立大学多文化共生研究所による）研究助成をいただいた。記して感謝したい。

(2)「非正規滞在者」(irregular residents)という呼称を用いる理由について、鈴木(2009:22-23)は、①「不法」という用語が「犯罪」と結びつけられやすい表現であること、②合法的な滞在資格を持たないことが、当該外国人の責でない場合があること、③非正規滞在者であっても、合法的な滞在資格を付与される場合がある点に求めている。なお、非正規滞在者が、労働市場の底辺に位置づけられるだけでなく、ニッチ産業での就労や、ネットワークを駆使して生活を拡大していった点に関する研究も進みつつある(樋口ほか, 2007; 鈴木, 2009)。

(3) この問題を考えるきっかけとなったのは、2010年1月9日に開催された慶應義塾大学東アジア研究所プロジェクト第6回研究会(アジア移民研究会第18回)シンポジウム「入管法改正20年後の日本」にてコメントを報告させていただいたことによる。シンポジウムでコメントする機会をいただいた吉原和男先生に深く感謝申し上げたい。

文献

- 井口泰, 2009, 「改正入管法・住基法と外国人政策の展望」『ジュリスト』1386:79-84.
- 外国人の子どもの教育と人権ネットワーク編, 2005, 『すべての子どもたちに教育権の保障を』.
- 外国人の子どもの教育と人権ネットワーク編, 2006, 『すべての子どもたちに教育権の保障をⅡ』.
- 鈴木江里子, 2009, 『日本で働く非正規滞在者』明石書店.
- 高谷幸, 2009, 「住民とはだれか」『月刊自治研』51:27-34.
- 樋口直人・稲葉奈々子・丹野清人・福田友子・岡井宏文, 2007, 『国境を越える』青弓社.
- 松宮朝, 2008a, 「なんで『多文化共生』を考えるんですか?」『共生の文化研究』1:23-31.
- 松宮朝, 2008b, 「外国人労働者はどのようにして『地域住民』となったのか」, 鶴本花織・西山哲郎・松宮朝編『トヨティズムを生きる』せりか書房.
- 松宮朝, 2009a, 「そこにいるおまえは誰なのか?」『共生の文化研究』2:8-12.
- 松宮朝, 2009b, 「『縮小社会』化する地域社会と外国人」『地域社会学会年報』21:35-48.
- 松宮朝, 近刊, 「これはなんのための調査なのか?」『社会と調査』4.
- 松宮朝・山本かほり, 2009, 「地方自治体における外国籍住民統合政策」『多文化共生研究年報』6:1-21.
- 松宮朝・余語建人, 近刊, 「マス・メディアにおける『ブラジル人』言説の変容(上)」『愛知県立大学教育福祉学部紀要』1.
- 山本かほり編, 2007, 『外国籍住民の増加と地域再編』平成16~18年度科学研究費補助金(基盤研究C)研究成果報告書.
- 渡戸一郎・鈴木江里子・A. P. F. S. 編著, 2007, 『在留特別許可と日本の移民政策』明石書店.